

回覧												

垂水市農林技術協会だより

第11号：令和7年2月1日発行

発行・事務局：垂水市農林課

問合せ先：32-1224（直通）

● 内 容

- ・農地の貸借の制度が大きく変わります
- ・農地の貸借は原則農地バンク経由となります

農林技術協会だよりは市のホーム

ページでも掲載しています→



垂水市公式LINE

＼ 友 だ ち 募 集 中 ！ ／



農地の貸借の制度が大きく変わります

令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法（通称：基盤法）が改正され、令和7年4月以降は、**基盤法での農地の所有者と耕作者の直接の貸し借り（利用権設定）ができなくなります。**

令和7年4月1日以降に農地の貸し借りを新規に設定または更新する場合は、農地中間管理機構（農地バンク）を介した「**農地中間管理事業**」による貸借か、農地法第3条による貸し借りのどちらかになります。



現在、結んでいる利用権設定による賃借契約は、契約期間満了まで有効です。また、農地法第3条に基づく農地の賃借契約は、解約が提出されるまで継続となります。

【基盤法の利用権設定の申請について】

↓ 基盤法による利用権設定最終受付日

申請締切日	令和7年2月10日（月）	令和7年3月10日（月）
賃借開始日	令和7年3月1日 開始	令和7年3月31日 開始

農地に関する様々なご相談は、お近くの農業委員、推進委員、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。
【垂水市農業委員会事務局（垂水市役所内）0994-32-1111】

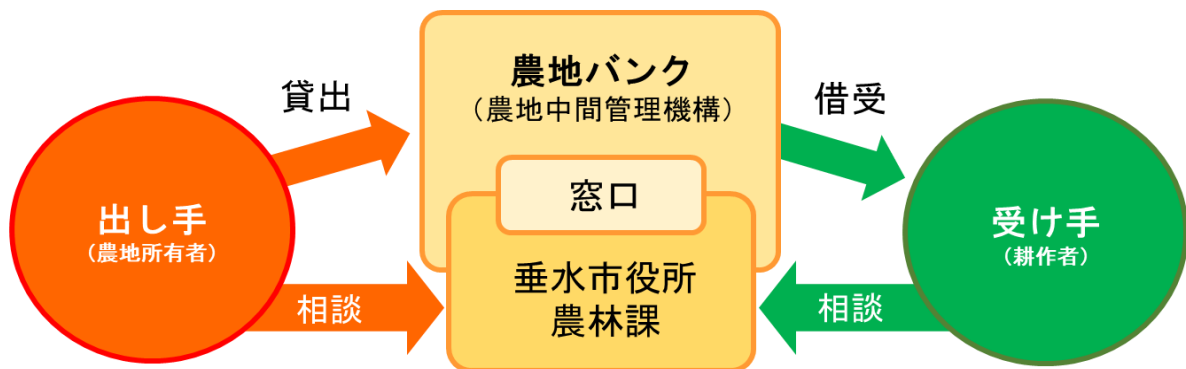
農地の貸借は原則農地バンク経由となります

農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正に伴い、令和7年4月1日から農地の貸し借りは農地バンクを通じた貸し借りに一本化され、所有者と耕作者の直接の貸し借りは原則できなくなります。

農地バンクとは？

- 農地バンク（農地中間管理機構）は、農地所有者と耕作者の仲介役として、所有者から農地を借り受け、耕作者へ農地を貸し出す公的機関です。
- 鹿児島県では、公益財団法人鹿児島県地域振興公社が農地バンクとして認可されています。
- 垂水市役所農林課は、農地バンクからの業務委託により、農地バンクの窓口となっています。

○農地バンクを通じた貸し借りの仕組み



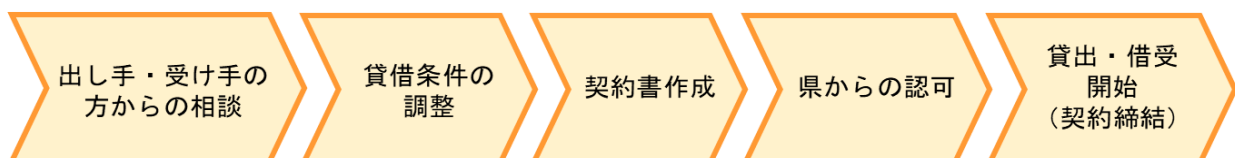
出し手のメリット

- 農地バンクは公的機関なので、安心して貸出できます。
- 賃料は農地バンクからまとめて支払われ、契約期間満了後に農地は確実に戻ります。

受け手のメリット

- 複数の出し手から借り受ける場合でも、農地バンクがまとめて賃料の徴収・支払を行うので、事務が軽減されます。
- 農地を集積・集約することで農作業の効率化や生産性の向上が図られます。

○貸出・借受までの流れ



※ご相談を受けてから契約締結まで4ヶ月程度かかります。お早めにご相談ください。

- 現在結んでいる貸借契約は、契約期間満了日まで有効です。
- 農地法第3条に基づく貸借契約は、そのまま継続されます。

農地バンクを通じた貸借に関するお問合せ・ご相談は農林課まで